標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等(定時決定用)

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、標準報酬定時決定基礎届を届け出るにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・ この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決 定することに同意する方のみ記入してください。
- ・ また、組合員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に組合員の自署にて氏名を記入いただくか、記名の上、押印してください。
- ・ なお、標準報酬の月額は、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。

所属所コード	所属所名(部署名)	

組合員番号	組合員の氏名カナ	生年月日	性別

【前年7月~本年6月の報酬額等の欄】 ※和暦で記載してください。

	<u>то,</u>			次刊日 C III				
算定基礎月の	算定基礎月の報酬支払基礎日数		固定的給与	非固定的給与	合計			
年 7	7 月	日	円	円	円			
年 8	8 月	日	巴	円	円			
年 9	9 月	日	巴	円	円			
年 10	0 月	日	田	円	円			
年 11	1月	日	田	円	円			
年 12	2 月	日	田	円	円			
年 1	1月	日	田	円	円			
年 2	2 月	日	円	円	円			
年 3	3 月	日	巴	円	円			
年 4	4 月	日	円	円	円			
年 5	5 月	日	円	円	円			
年 6	6 月	日	円	円	円			

【標準報酬の月額の比較欄】※全て給与支給機関が記載してください。

		八王							
			短期給付		厚生年	金(上	ひ)・退職等4	丰金	(下段)
従前の	標準報酬			標準報酬					
標準報酬の月額	等	級	月	額	等	級	月	額	
1赤千秋町の万段				エ田					H B
	I			一一一					\top

前年7月~本年6月の	前年7月~本年6月の		短期給付	厚生年金(上段)・退職等年金(下段)		
合計額(※)	平均額(※)		標準報酬	標準報酬		
口前領(公)	十均領(公)	等級	月 額	等級	月 額	
ш	В		4田		+ B	
П	П		1.13		113	

本年4月~6月の	本年4月~6月の		短期給付	厚生年金(上段)・退職等年金(下段)		
合計額(※)	平均額(※)		標準報酬	標準報酬		
日前領(水)	十均領(公)	等級	月 額	等級	月 額	
	В		エロ		4田	
	П				ТП	

2等級以上 (O又は ×)	1	修正	E 平	均	額	(※)	
							田

【標準報酬の月額の比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- ② 欠勤や無給休職により報酬の全部が支給されない場合は、支払基礎日数が17日以上である月は実支給額を用いることとし、休職者給与を受けていること等により報酬の一部が支給されない月がある場合は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除く。
- ③ 給与の支払いに遅配がある場合は
- ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月~本年6月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
- イ 前年7月~本年6月の間に本来支払うはずの報酬の一部が、本年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。 ④ 前年7月~本年6月の間に固定的給与の変動が起こった場合でも、報酬月額の算定対象となる月であれば、固定的給与の変動が反映された報酬も 含めて平均を算定する。
- ⑤ 前年7月~本年6月の間に、今回の保険者算定の要件を満たす所属所(部署)に異動した場合(組合員資格の得喪を伴う異動を除く。)でも、報 酬月額の算定の対象となる月であれば、異動前の所属所(部署)で受けた報酬も含めて平均を算定する。

【組合員の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当所属所(部署)が申立てすることに同意します。

組合員氏名

[備	考	欄]